山口家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 令和5年2月1日(水)午前10時
- 2 場所 山口家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 山口家庭裁判所委員会委員(五十音順、敬称略) 浦川稔、大谷栄治、倉地真寿美、佐藤真澄、志賀淳二、橘康彦、鳥飼晃嗣、 中嶋善英、中本優子、藤村亮平、横山順一
- (3) オブザーバー 中垣事務局長、平林首席書記官、佐藤首席家裁調査官、竹永次席家裁調査官
- 4 議事の概要
 - (1) 報告「山口家庭裁判所委員会(議題:採用広報について)での意見を踏まえ た取組みについて」(和田総務課長)
 - ア 広報活動では、仕事のやりがいや法律知識だけではなく、変化に柔軟に 対応できる力や熱意をもって課題解決に取り組む力を持つ人材を求めてい ること、また、仕事と生活の両立支援の取組みにより女性はもちろん男性 職員も育児休業を積極的に取得していることをアピールした。
 - イ 令和4年11月及び12月には、家庭裁判所調査官が大学に出向き、家庭 裁判所調査官の仕事に関する説明会を実施したことなどを説明した。
 - (2) 議題「面会交流の円滑な実施に向けた家庭裁判所の取組について」
 - ア 浅香主任書記官及び菊谷主任家裁調査官による基調説明
 - イ 児童室及び観察室見学
 - ウ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(3) 次回委員会の開催日及びテーマについて

山口家庭裁判所委員会の開催日は令和6年2月頃を予定し、意見交換のテーマは、「少年の非行防止に向けた取組について」とすることとした。

(別紙)

「面会交流の円滑な実施に向けた家庭裁判所の取組について」に関する意見交換 の要旨

(発言者:◎委員長、○委員、△裁判所)

○ 弁護士としては、試行的面会交流をできれば積極的に実施していただきたいと思います。私は、お子さんと同居されている親御さんの代理人とお子さんと離れて生活している親御さんの代理人のどちらの立場にも立つことがよくあるのですが、同居されている親御さんから、お子さんが小さいときは、相手とお子さんを会わせることがすごく怖いと言われます。連れ去られたりするのではないか、自分が立ち会えればいいけれども、相手と顔を合わせたくないので、自分は立ち会えない。けれども、裁判所から面会交流はできるだけするべきだと言われ、しなければいけないのかなという気持ちはありつつも、なかなか実施ができないという中で、裁判所という建物の中で試行的面会交流をしていただけると、同居されている親御さんの立場としてはとても安心感があるので、できれば積極的に御活用いただけるとありがたいという気がしております。

また、本庁での試行的面会交流の実施が年間3件程度ということですけれども、本庁だけではなく、支部にも面会室がありますので、私個人としては、本庁以外の裁判所でも試行的面会交流を結構やらせていただいているという認識を持っております。1つの事件で1回しか試行的面会交流の実施を認めてもらえないことが多いのですけれども、できれば何回でもやっていただけるとありがたいなという気持ちです。

さらに、個人的には、面会交流支援事業の必要性は非常に高いと認識しておるところですけれども、正直、私が関わった案件の中で、実際に面会交流支援事業を使うことはほとんどありません。理由は、やはりお金がかかるためです。お金に困っていらっしゃる当事者の方は非常に多く、なかなか支援事業までお金を回せないため、支援事業の利用に至っておりません。そこで、例えば、裁判所から

児童相談所や少年鑑別所に支援をお願いすることができないかどうかを聞いていただいて、もし御協力いただけるのであれば、無償で関わっていただける可能性があると思うので、実現すると当事者の方はとても助かると思います。ただ、実際問題として、児童相談所は非常に多忙なので、なかなか現実的に厳しいかなという印象がありますが、最近、どこの少年鑑別所も収容人数が大分減っており、地域援助活動に力を入れていこうという流れになっており、現在は主に、地域援助活動として色々な悩み事相談をやっているようで、時間に余裕がないわけではないという実情があるようですので、現実にできるのかどうか、何とも言えないところはありますけれども、少年鑑別所が面会交流に関わっていただけるとありがたいというところがあります。ただ、当事者から少年鑑別所に言ってもなかなか動いてくれないのではないかと思うので、もし裁判所から少年鑑別所に言っていただけると動いてくれる可能性も少しあるのではないかと思って意見を述べさせていただきました。

私は山口少年鑑別所で視察委員会の委員を4年程しておりまして、そこでお話があったのが、まず、少年鑑別所の少年の収容人数が大分下がっていて、全国的に統廃合の流れがあり、少年鑑別所の職員としても何とかしないといけないというお気持ちがあるようで、少年鑑別所としての仕事を増やそうということで色々と動いていらっしゃるとお聞きしています。そのため、もしかすると少年鑑別所に協力いただけるかもしれないと考えてお話させていただきました。

○ 支援事業を活用する際には、どのくらいお金がかかるかという点について、一例として、山口で支援事業を行っている団体では、面会交流の注意事項等の事前面接の費用は1時間1万1,000円から、その後、御両親が顔を合わせないように事務所のスタッフがお子さんの受渡しを行う受渡し型支援の場合の費用は1時間7,700円から、それ以外に電話、メール、LINEで、面会交流の日程場所の調整を行うというような連絡調整型支援の費用は、1回の交流につき3,300円となっているようでございます。

- 今回、委員会に臨むに当たって、それなりに自分で色々と考えたのですけれど も、やはり一番大事だと思ったのは、面会交流が決まった後にどのようにそれが きちんと行われていくかということへのサポートだと思いました。例えば、子ど もが1回面会を了解していても、その後、不安や複雑な気持ちを抱えたことで、 やめようかなと心変わりすることもあるでしょうし、今日お伺いした様々な手続 を経て、面会交流が行われると決まった上でも、会いたくないという気持ちにな ることもあるかもしれないと思います。その中で、どうやって1回決まったもの を大人同士がまた調整して、面会を実施していくのかですとか、嫌と言う子ども を引きずって連れていくわけにもいかないでしょうし、何よりもこれは子どもの 権利をきちんと擁護するためのものですから、子どもとしっかり関わっていきな がら、またその背景で、もしかすると同居している親も複雑な思いで、本当に会 わせていいのか、自分も会いたくないのだけれどという様々な葛藤の中で進んで いくものだろうなと思います。そのため、本日面会交流の内容が決まるところま でのお話を主に伺い、面会交流がきちんと手続によって決まるということも大事 だと思うのですけれども、決まったものを実際にやっていくときに、恐らく裁判 所から手が離れていくのだろうと思いますが、それをどのように支援していくか という取組がすごく大事だと思うので、できたらその後も裁判所が関与する可能 性はないのだろうかと思いました。先ほども支援事業の話が出て、山口県には民 間団体が1か所しかないため、数を増やさないといけないなと思っていましたが、 独り親家庭で経済的困窮者が多い中で、支援事業にかかる費用は出せないだろう なと想像しましたので、何とかならないかと思って一言言わせていただきました。
- 東京、千葉、熊本では自治体で支援事業をやっておりまして、所得制限はありますが、無料で支援事業が行われているようです。
- 離婚や別居に伴って一方が遠方にいるということは結構あるので、そのようなときに当事者に応じて支援機関の情報提供をしていただければと思います。私も弁護士なので支援機関をよく利用するのですが、北九州に「こふれ」というNP

〇法人の支援機関があります。父母のどちらかが北九州の実家に帰られたことがあり、最初何回か支援機関を利用して、あとは費用の関係で当事者で面会交流をされたことがありました。情報提供はお金がかからないので、最新情報を把握して情報提供いただければ、選択肢として利用できるのかなと思います。

また、面会交流の決め方について、代理人としては本当につらいなという思いがあります。私としては面会交流のことをよく理解していますが、やはり代理人の立場なので、あまり強く要求すると依頼者との信頼関係がどうなのかというところがあり、いつも苦労しています。代理人としては、細かい決め事をすれば、将来絶対うまくいかなくなるということはわかっているので、依頼者にアドバイスをするのですが、離婚は結婚の30倍大変なので、結局は当事者に任せているとうまくいかず、細かく決めてくださいと言われたときには仕方がないのかなと思っております。

さらに、私としては面会交流は継続的な話なので、再調停も恐れずにした方がいいのではないかと思います。調停が終わってうまくいかない場合に文書で履行勧告をすることもありますが、それよりも再調停自体が悪いことではなく、子どもが成長する中で状況が変わり、問題点があったときに再度裁判所に戻って協議する場を設けることもできますよということを調停成立時に情報提供をすることはできるのかなといつも思っています。代理人が就いていれば、もちろん色々な相談や支援もしますが、弁護士にも限界があるので、裁判所からそのような情報提供をしていただくことは可能なのかなと思います。

○ 今回の委員会に出席させていただくに当たって、職員と色々話したのですが、 私どもが支援しているのは、親からの虐待や子どもの目の前でのDVがあって、 子どもが既にダメージを受けているような家庭で、大体保護命令を出していただいており、お子さんにも接近禁止をかけていただいているケースもあります。

私どもは実際に面会交流の調停をするというよりはその手前までの関わり方になるのですけれども、職員からは、調停には様々なケースがあると思いますが、

どんな家庭であっても親ガイダンスの動画を見せられて、裁判所から面会交流は子どものためにとてもいいですよと言われると、やはり親としてはそうなのかなと思ってしまうのではないかという意見が出ました。でも本当はその子どもにとって、加害者に接触させることが、果たして本当に真の意味での子どもの利益と言いますか、それが本当に最善なのかということを子どもの置かれているそれまでの状態や心理面をしっかりつかんで判断していただけるような調査をしていただきたいと思います。児童相談所や私どものセンターのような関係機関と情報共有し、保護命令が出ている場合は、なぜ、どのような状態で発令されているかについてしっかり吟味していただいた上で、進めていただきたいという意見が出ましたので、お伝えしたいと思います。

- 私は、山口県の児童相談所で月2回位勤務しております。児童相談所は、虐待親とお子さんとの面会交流に結構関わっています。そのため、児童相談所は、お子さんと親との面会交流について、一定の知識を持っているのかなという気がしておりまして、面会交流の実施について、児童相談所の知識も取り入れて考えてもいいのかなという気がしました。
- 私は社会福祉士ですけれども、司法と福祉のバランスを考えると大変難しいな と思います。ところで、家裁調査官が行動科学の専門的知見を活用するというこ とですけれども、行動科学のどのようなものを活用されているのでしょうか。
- △ 例えば、お子さんがお母さんと暮らしていて、お父さんに会いたくないと言っている。その会いたくないと言っている真意がどこにあるのか。例えば、同居時にお父さんから虐待のようなことがあり、お父さんが怖いので会いたくないという場合もあれば、お母さんがお父さんと自分が会うことをどうも嫌がっているようだから、お母さんに気を遣って私は会いたくないと言っている等、色々なことが考えられます。そこは、やはりお子さんの年齢や発達段階に応じて表現も変わってきますので、お子さんの発達段階や置かれている状況等を考慮した上で、出ている言葉の真意がこのようなものであろうという推測をさせていただきます。

実際に会うことがまさにお子さんのためになるのかどうかということを検討する に当たって、すごく重要なところになるのではないかということで、そのような 情報を当事者の方や調停委員会に提供することで、当事者同士のお話合いの中で、 それをどのようにお子さんの配慮につなげていくのかということになろうかと思 います。

具体的に行動科学のどのようなものを活用しているのかと言われると、なかな か御説明が難しいところではありますが、例えば発達心理学ですとか色々な研究 結果等を随時研修等で学習しながら、日々の仕事に当たっております。

- 大変よく分かりました。身近で面会交流の相談があり、代理人が就けば相談に乗ってもらえると思うのですけれども、福祉的な支援ではそのような相談に乗れず、どちらかというと離婚された方は家庭として自立したいという思いが強く、家族システムから排除されたような感覚を持たれていて、子どもの視点からすると別居している親は当然親ですけれども、同居している親からすると自立したいので、面会交流をせずにきちんと1人で背負っていきたいという話を聞きます。そうすると、児童憲章がありますけれども、司法的な子どもの権利を考えたときには、親の事情よりもやはり子どもの意向が尊重されるということで、この委員会に出席するまでに、その2つが行ったりきたりしておりましたので、少し整理できると思って発言させていただきました。
- 先ほどからこの事業の説明を聞かせていただき、手続的な部分についてはきちんとした理論に基づいて実施をされているということですが、ただ、親と子の関係、親と親の関係を見ても色々なケースがあるものですから、ある意味、この事業についても1つの基本はあるのでしょうけれども、柔軟にこのようなときにはこのような形で対応できるというようにすることが必要かなと思いました。

また、可能かどうかは分からないですけれども、私のような企業を支援する立場からすると、何か課題があったら、その課題を解決するために情報収集をして、 それを解決するための手だてを考えます。面会交流調停事件の結果として、成立 したところについては事業としてうまくいっているのであれば、先ほど他の委員も言われたように、アンケート、調査、ヒアリングのどれがよいかは分かりませんけれども、その後どうですかという情報収集を実施して、精度を上げることが考えられます。不成立、取下げについてもその理由を検証し、例えば、こちらの児童室に来る旅費も厳しいという課題があるのであれば、費用援助があれば成立したというように検証したり、それが全国的な課題なのか、山口県だけの課題なのかという点も検証するとよりよくなるのかなと思います。

さらに、調停後のフォローについては、それを委託できるところとして、先ほど児童相談所というお話もありましたし、県内にもNPO法人でその辺のサポートをされているところもあるのではないかと思いますので、例えば、そこに相談員を配置してフォローするような仕組みが作れれば、もっと面会交流が世間に理解されて、非常に子どもにも親御さんにとってもいい事業として成り立つのかなという印象を持ちました。1つは状況確認をして、課題があるのであれば柔軟性を持った対応をして、費用的な課題があるのであれば、県、市、国で制度化し、その受託事業としてどこかにお任せするというのもいいのかなと思いました。

- 私は検察官であり、全く専門外からの単なる感想になりますが、我々も再犯防止や被害者支援の関係で検察庁や法務省の機関だけではなく、他の自治体や民間のNPO法人ともできるだけ連携しながらやっていきたいとは思うのですけれども、やはり東京や大阪等と比べるとなかなかまだそこまでの基盤が整っていないため、苦労しながらやっているところです。例えば、定期的に関係者が集まって情報交換する場を年に1回設けるようなところから始めている状況ですので、裁判所でもこの分野で大分御苦労されているのだなということが分かりました。
- 私自身は面会交流調停を経験しているのですけれども、今回のテーマや動画を 見せていただいたときに、正直、正義を振りかざされているように感じて、とて もつらいなと思うところがありました。私も仕事上、色々なことが分かっていて、 分かっているからこそ自分の中での葛藤もあり、きっと、一般の方でも頭では分

かっているところに、何かこれぞ正義だというように出されてしまうと、とてもつらいのではないかなということが正直な感想でした。

私が感じたようなことを委員の方々がまさに代弁してくださって、例えば、何度も調停はできないですと言われたら、いやいや、子どもが小学生と中学生では全く状況が違うのにそれはどうなのだろうですとか、そのときにまた調停を申立てていただければと言われても、その度に費用がかかります。また、ニュートラルフラットはそうなのですけれども、言われている1つ1つが何かどちらの人にも責められているような気がして、家裁調査官の方は大変なのだろうなと思いますが、あちらの代弁者なのだろうかと感じてしまったりですとか、子どもの意見が大切で、頭では面会交流は子どもの権利で利益であるということは分かるのですが、調査されること自体が子どもに及ぼす影響と言いますか、先ほど学校に聞き取りをしますと言われたときに、子ども自体もデリケートなので、学校に聞き取りをされるということも嫌だと思っていて、意思確認をすることは当たり前ですけれども、子どもにはそれを拒否や猶予してもらう権利はないのかなとすごく感じました。

ここで、あくまで1人の当事者の個人的な意見としてお話しできるとしたら、 うちの子どもの場合は、最初は父親に会いたくないとは思っておらず、でも、会 いたいとも思っていなかったです。でも、何度も裁判所に言われると、だんだん こちらも子どもに会ってあげてとつい言ってしまいます。もう私も早く終わらせ たいのもありますし、それで調査で意見を聞きたいと言われると、子どもの中で 最初は会いたくないわけではなかったのですが、だんだん会いたくないになって きて、もう最後は嫌だという意見になりました。子どもの意見を聞くということ が、その時期によってより一層こじれてくるので、そっとしておいてほしいという子どもの権利もあるのではないかと思いました。もちろんそれは子どものため の権利だといっても、会いたいと思う父親の権利でもあり、全て権利だと思って おり、仕事上、自分はこうあるべきだと思っている自分の考えと、現実のプライ

ベートの自分との違いを感じることもありました。

私は障害者福祉を専門にしているのですが、自分自身がそのような経験があるので、結構障害のある子どものお母さん方から相談を受けることもあります。やはり自分の意思をうまく伝えることが難しい子供もいたり、それをきっかけに、例えば学校に行けなくなってしまったりですとか、気持ちを確認されるという行為そのものが子どもにとってつらい経験になるというのが、うちの子に限らず、結構事例的にはあるので、そのあたりが一番難しいところなのではないかと感じました。

○ テレビでこのような制度を紹介されることがないので、お話を伺ってよく分かりました。今、お話があったところで、お子さんの本心をどのように把握するかということが一番難しいところだろうと思います。お子さんにとっても情報が入る先が比較的限られている状況の中で、自分にとっていい将来を選べるような情報が入る状況にしてあげた上で選んでもらうというのは、非常に難しいとは思うのですけれども、そこに近づけていくということが一番重要なのかなと思いました。

先ほど、委員から児童相談所の知識を生かしたらいいのではないかというお話もありましたし、山口にあるかどうかはわかりませんけれども、多分東京等はいわゆる子どもサポートのNPO法人があると思います。そこに関わる人たちがつながって、子どもがどう思っているかという状況をくみ取れるような仕組みといいますか、NPO法人や色々な組織を含めたネットワークづくりができればいいのかなと思いました。

また、お子さんの年齢がありますし、どこまで可能かという問題はあるのですけれども、本来の目的で言えば、子どもが面会交流の申立てをすることができるようになった方がいいのではないかという気がしています。

○ 確かに面会交流調停は、親同士が当事者となって話合いをするというものですけれども、委員の皆様がおっしゃるとおり、お子さんの気持ちは重要だと思います。

す。その関係で実情としてはあまり活用されておりませんが、子どもの手続代理人という制度があり、親から離れて、子ども自身の気持ちを代理人が聞き取って、それを裁判所にお伝えするという制度があります。日弁連でも経済的負担をできる限りかけないように、弁護士会で費用を出して何とかお子さんのために代理人を就けようとしております。基本的に日弁連の制度としては、まず裁判所に職権で選任していただきたいとお願いすることになっているので、できれば積極的に選任していただくようにお願いしたいと思います。

また、私は監護親と非監護親のいずれの代理人にもなることがあり、特に非監 護親の代理人をしているときに、大体、非監護親の方から子どもが自分に会いた がっていないと監護親から言われるけれども、監護親が子どもに言わせているの ではないかとすごく言われます。非監護親はとても疑心暗鬼になっており、ただ、 非監護親としても子どもが本当にそう言っているのであれば、尊重すると思いま す。大半の親は子どもが本当に自分のことを嫌がっているのであれば、それを無 理にとはなかなか言わないと思うのですけれども、ただ、やはり非監護親の立場 としては、どうしても監護親が子どもに言わせているのだろうという気持ちが拭 い去れないところがあり、それでなかなか納得できず、面会交流調停が長期化し てしまうような気がしています。その中で、お子さんの意思確認のやり方として、 典型的なのはやはり家裁調査官に調査をしていただいて、その報告書の内容を非 監護親が読ませていただいて、それで納得してくれればいいのですけれども、な かなか読むだけでは納得しない親御さんが非常に多いです。この提案は、常にや るべきとはもちろん思わないですし、適切ではない事案の方が多いような気がし ますが、もし可能な事案があったら、取調べが録音、録画されるのと同じような 感じで家裁調査官のお子さんに対する聞き取りの内容を非監護親に見せてあげれ ば、もしかすると納得することもあるかもしれないと思います。ただ、正直適切 ではない事案の方が多いような気がするので、現在も家裁調査官から調査報告書 の内容を調停期日等である程度は御説明をいただいているのですけれども、より

丁寧に非監護親に御説明いただいて、非監護親にお子さんの気持ちがきちんと伝 わるように御配慮いただけるとより面会交流の調停がまとまりやすくなるのでは ないかという気がしますので、お伝えさせていただきます。

- 先ほど少し言葉が足りなかったかなと思ったので付け加えます。会いたくないではなくて会いたいわけではないというのは、子どもが思春期になると親とのことは優先順位が低く、例えば遠方の親に会いに行くよりは、自分は会いたい、会いたくないではなく、その日は友達と遊びたい、部活の方が大切だという気持ちがあり、周りの人は親との関係は絶対だ、あなたの人格形成のために大切だと考えていても、子どもはそこまで考えておらず、ただ単に会いたくないではなく、会いたいわけではないだけなんです。そこがなかなか分かっていただけないといいますか、そこで周りからひたすら自分のことだから決めなさいと言われて、どちらでもないのだけれどという曖昧さが許されないような気がしたのが先ほどの言葉の意味です。
- 今の意見に関連して、「面会交流のしおり」の子どもと一緒に暮らしている方への中ほどに、「子どもが会いたくないと言うときは」という項目があり、先ほどから何回も読んでいるのですが、私個人的としては違和感があります。「会いたくないと言うときは、その理由をよく聞いてみましょう」という表現が、一見まさにそのとおりですけれども、私は、率直に会いたくないと思っているのなら、会わなくていいのではないか、子どもがしっかりと意見を表明しているので、それを尊重してあげたいと思います。面会交流を続けるためにという趣旨のリーフレットなので、仕方がないのかもしれないですけれども、「気が乗らなかったり、負担に感じているようであれば、それまでのお互いの面会交流に対する態度を振り返ってみましょう」ですとか、あるいはその下の「子どもが話した理由を口実にして」という表現を見ると、どうしても何とか頑張って子どもを説得して面会につなげていこうという大人の意図が見え隠れして仕方がない気がしまして、私個人的には、表現は極端かもしれないですけれども、会いたくないと思っている

ときは、無理に面会をするのはやめましょうくらい書いてもいいのではないかと思います。表現はともかくとして、ここで今、語られていることの中で、会いたくないという子どもの意見をしっかりと大人がくみ取っていると言いますか、会いたくないという子どもの権利が保障されているのかなということが気になったのでつけ加えました。

- 私は弁護士として十数年勤めており、子を持つ親でもありますが、面会交流の在り方は本当に難しいと感じています。私は、非監護親である父親の代理人になることが多く、本来、面会交流と養育費の支払いは対価関係にあるわけではないのですけれども、「子どもには会えないのに、養育費は支払わないといけないなんて、踏んだり蹴ったりではないですか。」と言われる依頼者が普通にいらっしゃいます。面会交流だけを問題にするといいのですが、離婚に関する様々な問題の中で、何か一つの問題を解決するために他の問題がその条件になることもあり、私もそれはどうなのかなと思っており、これといった解決方法はないのですが、弁護士も一応、そのような形でバランスを取って、紛争自体の解決を図らないといけないと思い、いつも悩んでいます。
- 裁判所委員として感想と現在の取組のもう少し踏み込んだところについてお話しさせていただきます。

最近、面会交流でもめている事案は非常に多いです。面会交流という概念がかなりメジャーになってきましたので、離婚するときに父親に「面会交流はどうしてくれるんだ。」と言われて、「月2回ぐらいなら会わせてあげる。」ですとか、あるいは「毎週会わせてあげる。」と言って離婚しておきながら、いざ離婚すると、「やはり子どもが嫌がっているから会わせられません。」「あのとき何でそんなことを言ったんだ。」、「あのときは子どもの意見を聞かなかったんです。」ということで紛争になることもかなりあります。場合によっては、離婚調停の申立てをされて、調停調書にも月2回会わせますと書いてあるのに、離婚が成立した途端に、やはり子どもが会いたくないと言っているから会わせられませ

んという例も結構ありまして、そうなると、本当にそうなのかもしれないですけれども、父親側からすると、それはおかしいではないかという話になることが多いです。そうすると、お子さんの気持ちは本当はどうなんだということを確認せずに紛争を解決することは大変難しいと言わざるを得ないので、そのような事案が最近増えているということを御紹介させていただきます。

また、面会交流については事件が増え、非常に難しい事案も多くなってきましたので、裁判所でも直線的には解決できない問題だろうと考えております。裁判所では、DVや虐待があり、面会交流をすることが危険を伴うものではないか、お子さんと非監護親との同居時の関係はどうだったのか、非監護親と監護親との同居時の関係はどうだったのか等の検討すべきカテゴリーを6つ設けています。まずは先ほど委員から御指摘がありましたとおり、面会交流をすることによって、お子さんあるいは監護親に危害が及ぶことはないのかというところを第一に確認させていただいて、そこに問題がなければ、次はどこに問題があるのか、同居しているときの非監護親とお子さんとの関係に問題があるのか、あるいは、お子さんと非監護親との関係はあまり問題はないのだけれども、親同士の葛藤が強い事案なのかという色々な要素を加味しつつ、難しい事案によっては時間をかけて一歩ずつ進んでいくような形で進めています。ただ、結局のところ、難しい事案ですとやはり直接会わせるのは無理なので、最近はLINEのテレビ電話等のオンラインでの交流も結構ありまして、まずはそこから始めましょうということで終了する事件はございます。

では、その後どうなったのかということのリサーチはしておりませんので、そこは今後の課題として、委員から御指摘いただいたようなことが可能なのかどうか検討することができればいいなと思います。ただ、裁判所は基本的には紛争解決のための受動的な機関なので、積極的に社会の他の機関とどう関わっていくのかというと、やや難しい面はあるのですけれども、もう少し視野を広げて、ネットワークづくりのようなことができないかどうかについては検討してみる余地は

あると思いました。

◎ 皆様の本当に具体的で貴重な御意見を伺いまして、ありがとうございました。今後の面会交流の円滑な実施に向けた取組の参考にさせていただきたいと思います。